

宇佐市芸術文化全国大会等出場補助金交付要綱

令和2年9月29日

宇佐市告示235号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇佐市における芸術文化の振興及び活性化を図るため、全国規模の大会又はコンクール等（以下「芸術文化大会等」という。）に出場する者に対し、宇佐市芸術文化大会等出場補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、宇佐市補助金等交付規則（平成17年宇佐市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象大会)

第2条 補助金の交付の対象となる芸術文化大会等（以下「補助対象大会」という。）は、国、都道府県又は公益を目的とする財団法人、社団法人若しくはその他全国規模の芸術文化団体（いずれも加盟団体等の県規模以上の芸術文化団体を含む。）が主催（主管を含む。）又は共催若しくは後援する次の大会とする。

- (1) 九州大会
- (2) 西日本大会
- (3) 全国大会（国民文化祭を除く。）
- (4) 国際（世界）大会
- (5) その他前各号と同等規模であると市長が認める大会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する芸術文化大会等は、補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 作品等の出品及び出展のみで参加でき、会場に行くことなく出場できるもの
- (2) 表彰のみのももの
- (3) 参加条件として、特定の流派、教室又は団体に所属していることを定めているもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、国、都道府県若しくは都道府県規模以上の芸術文化団体の推薦等又は都道府県大会規模以上の大会等の予選会（書類審査のみの予選会を除く。）により、補助対象大会への出場資格を得た市内に住所を有する個人又は市内に所在する団体であって、補助対象大会の実施要項等の規定により登録されたものとする。

2 前項に規定する個人には、市内に所在する団体に所属する市外に住所を有する個人を含むものとする。

3 市内に所在する団体に所属する個人（高校生以上及び市外に住所を有する個人を除く。以下この項において同じ。）が前2項の規定により補助対象者となる場合であって、当該個人が補助対象大会に個人出場するときは、当該個人を引率する者1人を補助対象者とする。この場合において、これらの者は団体として取り扱うものとする。

4 市外に所在する団体に所属する市内に住所を有する個人が第1項の規定により補助対象者となるときは、その出場が団体としてするものであっても、個人として取り扱うものとする。

5 個人が個人及び団体のいずれでも補助対象者となるときは、前項の規定を除き、団体として取り扱うものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条第1項の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 予選会の実施要項等及び成績が確認できる書類
- (2) 補助対象大会の実施要項等
- (3) 補助対象大会の実施要項等に基づき登録された者の名簿及び参加者数が確認できる書類
- (4) 補助対象大会の出場資格を証する書類の写し又は推薦書、派遣依頼書（予選会を経ない場合に限る。）
- (5) 国、県、他市町村、主催者等が大会出場に係る経費の一部を弁償する場合は、その弁償の内容のわかる書類

(大会結果の報告)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助対象大会の終了後、速やかに大会結果報告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年10月1日から施行する。
(見直し)
- 2 この告示は、補助金の効果、必要性を審査し、施行の日から3年ごとに必要な見直しを行うものとする。

別表（第4条関係）

（単位：円）

区分	小、中学生			高校生・一般		
	個人	団体		個人	団体	
		(10人未満)	(10人以上)		(10人未満)	(10人以上)
大分県	3,000	2,500×人数	25,000	2,500	2,000×人数	20,000
九州（大分県、沖縄県除く）	6,000	5,000×人数	50,000	5,000	4,000×人数	40,000
近畿・中国・四国・沖縄県	9,000	7,500×人数	75,000	7,500	6,000×人数	60,000
関東・中部	12,000	10,000×人数	100,000	10,000	8,000×人数	80,000
東北・北海道	15,000	12,500×人数	125,000	12,500	10,000×人数	100,000
国外	35,000	30,000×人数	300,000	30,000	25,000×人数	250,000

備考

国、県、他市町村、主催者等が大会出場に係る経費の一部を弁償する場合は、補助金の額から当該弁償する額を差し引くものとする。